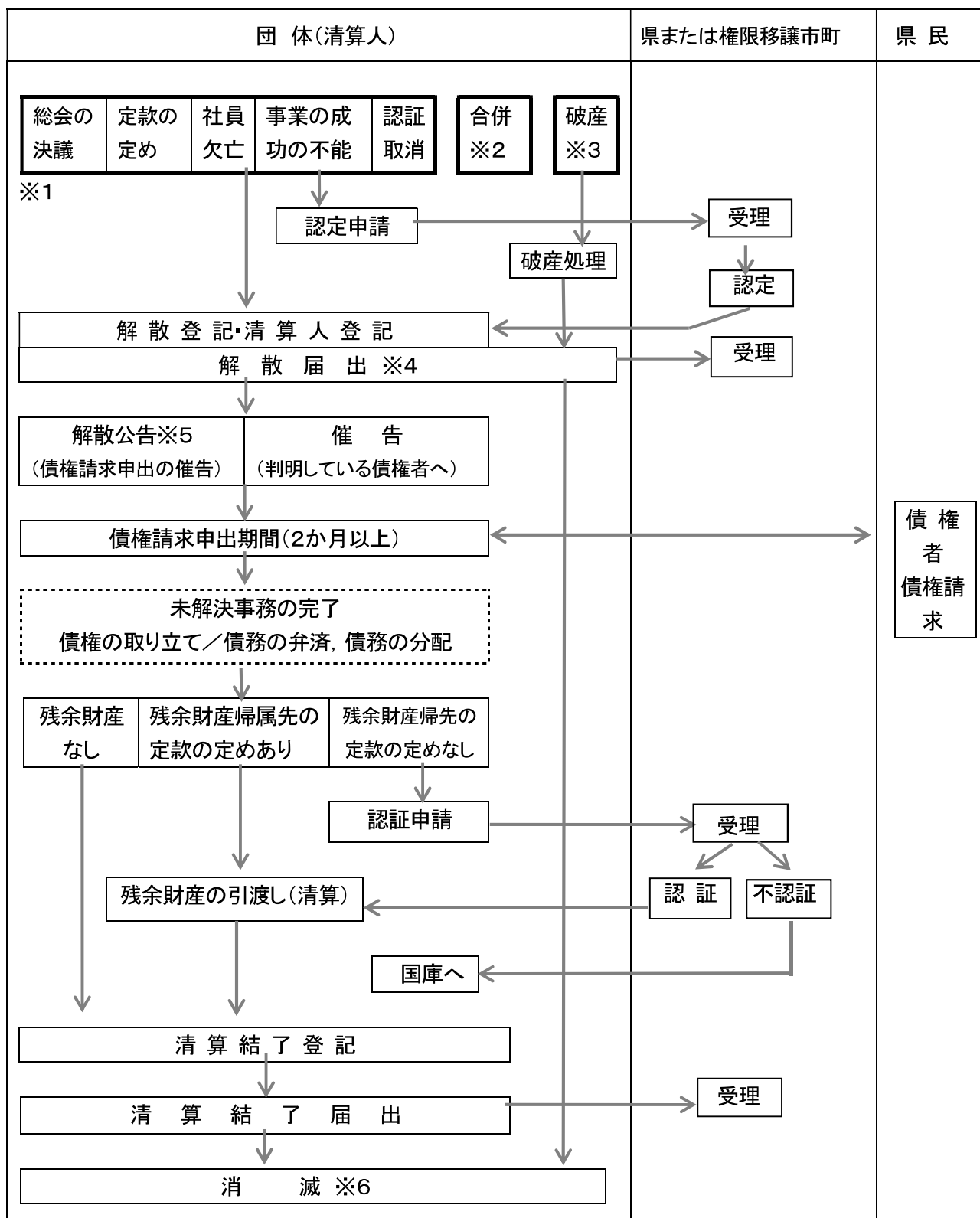


(2) 解散・清算の流れ



- ※1 解散の決議, 清算人の選任, 残余財産の帰属先の選定(定款で総会で定めるとしている場合)
- ※2 合併については4-13以降のページを参照してください。
- ※3 破産・・・破産手続開始の決定(裁判所)(破産手続については破産法に規定されています。)
- ※4 認証取消の場合は「清算人就任届出」になります。
- ※5 解散公告・・・官報掲載の義務(法第31条第4項)(官報掲載は有料)
- ※6 清算結了届出が受理された段階で清算手続が終了し, 法人は消滅します。